

平成29年 第3回定例会
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成29年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成29年9月11日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員 長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	課長補佐	細田浩子
--------	------	------	------

説明のため出席した者

総務部長	荒木重臣		
(総務課)			
課長	山本昭彦	課長補佐	中村元則
主事	市川雄也		
(情報管理室)			
室長	堀池英二	室長補佐	大山康彦
(契約管財課)			
課長	井川勝信	課長補佐	中尾盛雄
主事	久保竜太		
(地域安全課)			
課長	山口功	課長補佐	山口亮

企画財政部長 久保平敏弘
(財政課)

課長 田中一之

住民福祉部長 森川寛子

(住民環境課)

課長 栗山浩二
係長 長谷裕志

課長補佐 久松 勝

(こども政策課)

課長 村田 ゆかり
係長 石川 俊介

課長補佐 北野 靖之

健康保険部長 中山 庄治

(介護保険課)

課長 辻田 正行
課長補佐 和泉 嘉彦

課長補佐 森内 秀朋
係長 木澤 奈津代

(健康保険課)

課長 志田 純子
課長補佐 藤崎 隆行

課長補佐 中村 幸子
係長 松田 祐貴

建設部長 緒方 哲

(産業振興課)

課長 中嶋 敏純
課長補佐 川内 佳代子
主任 神崎 勇典

課長補佐 畑中 隆徳
課長補佐 濱口 務
主 事 木村 優惟

(土木管理課)

課長 日名子 達也
係長 濱中 章

課長補佐 田中 廣幸
係長 山下 泰明

教育委員会次長 帯田 由寿

教育委員会理事 金崎 良一

(学校教育課)

課長補佐 木須 美樹

本日の委員会に付した案件

- 議案第 50号 附属期間の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 62号 平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 54号 平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 53号 平成29年度長与町一般会計補正予算(第2号)

開 会 9時30分
散 会 14時23分

○委員長（岩永政則委員）

おはようございます。時間になりましたので、ただいまから本日の総務文教常任委員会を開会をいたしますが、定足数に達しております。全員参加でございます。

それでは議案の審査に入ってまいりたいと思いますが、平成29年度第3回定例会におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第50号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第51号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

皆さん、おはようございます。それでは、議案第50号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。今回の改正は、地域包括ケアシステムの構築に係る介護予防、生活支援など、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けまして、関係者の連携推進のため長与町在宅医療介護連携推進協議会と長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会を附属機関として新たに追加するものでございます。委員の構成はそれぞれ20人以内、任期は2年といたしております。また附則では、施行日を公布の日から施行することとしております。続きまして、議案第51号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。この改正は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について、先程説明をいたしました長与町在宅医療介護連携推進協議会、そして長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会の報酬額を別表の町長の部に新たに加えるもので、委員長職が月額7,400円、委員がそれぞれ月額7,000円とするものでございます。附則といたしまして、施行日を公布の日から施行することといたしております。

審査の程、よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

担当は介護保険関係だろうと思いますので、担当課長から説明を求めます。

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは、議案第50号と51号ということで、こちらの方から補足説明という形でさせていただきます。まず、議案第50号に入る前に、先程資料1、2ということで、規則の方を参考資料ということでお渡ししてるんですけども、資料1の方について規則ということですけども、これについては案ということになっておりますので、すみませんけれども案という形で追加の記載をお願いいたします。

それでは補足説明に入らせていただきます。今回、在宅医療介護連携推進協議会及び長与町認知症初期集中支援チームを附属機関として条例で設置するものでございますが、これにつきましては、介護保険法の第115条の4第2項第4号に規定する在宅医療

介護連携推進事業に基づくものと、同じく介護保険法の同条同項第6号に規定する認知症総合支援事業に基づく事業ということになっております。

まず、長与町在宅医療介護連携推進協議会につきましては、現在要綱を定めておりまして、これについて先に協議を進めております。昨年の12月にこちらの方立ち上げまして、多職種による連携を図るために、まずはお互いが顔の見える関係づくりを行っております。29年度からは分科会を設け、医療介護に関わる資源の洗い出しやマップづくりなどの協議を進める予定でございますが、第7期保険事業計画におきまして、国の指針で第6期計画に引き続き地域包括ケアシステムをより進化し推進するための施策として、こちらの方が重点に置かれることから、医療介護関係者により構成される会議の開催等を通じて在宅医療介護連携に関する課題の把握と、その解決に資する必要な施策を検討する調査が必要なために、今回、附属機関として位置づけるものでございます。

次に認知症施策につきましては、認知症初期集中支援チームの認知症の人への支援の課題抽出及び検証を行うとともに認知症に関する関係機関との連携や支援を行うために、附属機関として今回設置するものでございます。委員の構成につきましては、医療関係者介護関係者など20人以内、任期は2年としております。なお附則として公布の日からとしております。次に議案第51号でございますが、これにつきましては、先程、議案第50号で説明をいたしております長与町在宅医療介護連携推進協議会及び長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会、こちらの報酬額を新たに追加するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

これからの質疑を受けたいと思いますが、はじめに議案第50号の方から質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

すみません、この事業がちょっとまだ理解ができてない部分もあるのですが、この在宅医療ということで、それぞれのニーズに合った展開というのが求められるかと思うんですけれども、この住民側のニーズですとかその地域の問題等の把握というのはどのように啓発をされていくのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの住民からのニーズの把握ということですが、これにつきましては、今年の4月から配置しております地域包括ケアコーディネーターというのが2名配置されておりますけども、こちらの2名が各相談者ということで回っておりますので、こちらの方から聞こえてくる声と、あと在宅医療介護連携推進協議会につきましては、住民代表ということで民生委員の方、それと、その他ということでコミュニティの代表という

ことで2名お願いしております。啓発につきましては、現在、部会という形でどういった啓発をしたらいいのか、それと問題は何かということの抽出を現在、作業部会を作っているところでございます。最終的にはコミュニティを通じて、こちらの方の住民、利用者についての啓発を行っていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この制度そのものが、30年の4月までに立ち上げなければならんということだったろうと思います。ちょっと他の例を見たところ、諫早市なんかは27年の8月にこれを立ち上げておる。そして、具体的にこの3条にあるように、医療関係者とか介護関係者というんじゃなくて明記してある。例えば医師会から。そういうちょっと遅れた感じはするんですが、市と町では対応の仕方に特例か何かあって遅くなったのか、そこら辺の状況をまず聞かせていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

県内の状況でございますが、県内につきましては比較的遅れてるということで、今年度から県がヒアリング等を行って各市町の状況等を把握している段階であります。他市町におかれましては進んでいる市町も確かにございますので、本町としては若干立ち上がりが遅れたんですけれども、あくまでも住民を主体にというキーワードがございますので、こちらの在宅医療につきましても、コアになるメンバーということで西彼杵医師会の委員とか、そちらの方が積極的に準備会から立ち上げを行いまして、昨年度12月にやっと立ち上がった段階ですので、これから協議を重ねていく段階で、目標が2025年ですけれども着実に進んでいってるかとは思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

ここに協議会の委員は20人以内をもって組織するとしてあるわけですが、例えば諫早市の例でいきますと12人とか14人とか、その程度の委員でやっておる。ここで次に掲げるものの内からということで、(1)から(7)までしてありますけれども、具体的に医療関係者は何人、介護関係者は何人というものは決まっておるのか。そこら辺をお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらのメンバーにつきましては、先程、準備会ということで西彼杵医師会の医師が立ち上げ、コアメンバーということで、その場でどういったメンバーが適正だろうかということで話をしております。その中で、こちらの方は組織という形で第3条の方に示させていただいてる形になります。内訳としましては、医療関係者が7名、これにつきましては、医師、歯科医、看護師、薬剤師等が含まれます。介護関係者につきましては7名、これにつきましては、事業所、ケアマネージャー、そういった方々が中心になります。あと施設の方も入っております。(3)の行政関係の職員ということで、こちらの方には1名ということで西彼保健所の方をお願いいたしております。次に学識経験者ということですけれども、こちらの方につきましては県立大学シーボルト校の先生をお願いをいたしております。それから住民代表ということで先程も言いましたけども民生委員の方、それと町関係部局ということで、福祉課、健康増進課、健康保険課の方を1名ずつお願いしております。それと、その他町長が認めるということでコミュニティの事務局長を住民周知の関係で、是非ということでお願いいたしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

推進協議会そしてまた検討委員会など、どのような格好で開催されるのか、年に何回とか月に何回とか、そういう格好で行われるんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの方、在宅医療に関しましては、これまで3回の会議を開いております。これにつきましては全体会ということで行っております。去年の12月に第1回を開催いたしました。それから29年度に入りましては、作業部会ということで、こちらの方については、大体ひと月からふた月の間に各部会を開催しているという状況になります。全体会につきましては、今後、この作業部会が一定の話のまとまりができたところで全体会を開きたいと思っておりますので、全体会については、年度末になるかと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

認知症初期集中支援チームの20人という人数ですけれども、調べたところでは10人以内としてるところもあるんですけれども、こちらの方は町とか市の規模、そういうもので決められる人数なんでしょうか。この20人の根拠をちょっとお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

20人以内の根拠につきましては、各市町でそれぞれ事情に合った人数でということになっております。こちらの人数につきましては、今現在は、在宅医療の関係と同人数程度ということで、実際につきましては今後検討していくということになります。今回、介護特会の方で補正をお願いしてるところですけども、まずは準備会を立ち上げまして、そちらの方で上限は20名以内ということでありませけれども、職種を含め人数等も決定していきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

役場の中に地域包括支援センターというのがあったかと思うんですけども、今回この在宅医療介護の部分はそこから切り離されるという捉え方でいいのか、もう全く別なのか、この辺りはいかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの方に係る地域包括支援センターの位置付けにつきましては、包括が一体的に今後の事業として行うべき事業というふうな位置づけになっております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

提案理由として、新たにこの委員会を追加するものということで書かれておるんですが、先程の説明を聞いてよく分からんのが、前年度になんか部会で開催をしたとか何とかという説明だったんですが、新たに作られるこの組織については、今から恐らく活動されていくんだと思うんですが、そこと関連があるということで、似たような組織が、前年度までにこういう活動をしてきたという説明だったんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先程、在宅医療介護連携の協議会につきましては、昨年度、要綱という形でこちらを設置しておりますけれども、介護保険の事業計画等を踏まえて、こちらの方につきましては、今後、附属機関的な位置付けを行うべきという総合的な判断をした結果、新たに

追加した方がいいということで、こちらの方をお願いしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それと、この任期についてですが、4条で2年とするということでされて、最後に委員の任期の特例で30年3月31日までとするということで、第1回目の委員については公布の日から施行するという事ですので、短期間で任務をとりあえず終えていただいて、次年度からまた新たに任命をするというそういう形になるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回の任期につきましては、まず初回ということでございまして、最初の目的が顔の見える関係作りというのを目標にして、まずはお互いの医療介護関係者の情報共有をまずは図りたいということを主眼にしておりましたので、任期的には2年以内ということではしておりますけれども、今後こういった方々が核となってくるかと思われまので、引き続き協議に参加していただきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議案第51号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、最初に議案第50号から討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採択いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号の討論を行います。

反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第51号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時10分まで休憩します。

(休憩 9時54分～10時05分)

○委員長(岩永政則委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

議案第62号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

井川課長。

○契約管財課長(井川勝信君)

それでは、平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。事項別明細に沿って説明をさせていただきます。6、7ページをお開き願います。歳入でございますが、1款1項1目1節駐車場使用料でございますが、合計で809万460円収入があっております。駐車場使用料の内訳について申し上げますと、長与嬉里駐車場の一般の時間駐車ですが、年間で延べ1万1,728台、月平均977台分の駐車料金となっております。使用料は275万3,100円でございます。次に、定期駐車場使用料の長与駐車場の分でございますが、通称嬉里駐車場と言っておりますが、28年度は延べ台数364台となっております。使用料は314万4,960円でございます。それから吉無田駐車場の定期駐車ですが、延べ406台となっております。使用料が219万2,400円でございます。滞納繰越分につきましては収入がございませんでした。これは平成24年度滞納分として3万6,400円、27年度の滞納8,640円が収入未済ということになっております。次に、2款1項1目1節繰越金でございますけれども147万1,665円となっております。次に3款諸収入1項1目1節町預金利子でございます。100円の収入があっております。雑入はございませんでした。歳入合計金額が956万2,225円となっております。

次に8ページ、9ページをお開きください。歳出でございますが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。支出済額627万5,605円でございます。次に11節需用費でございます。43万2,614円の支出でございます。次に12節役務費ですが10万3,295円の支出となっております。13節委託料でございますが合計498万456円でございます。主なものにつきましては駐車場管理委託料が大部分を占めております。次に14節使用料及び賃借料、これは27年度と同額の43万

6,320円の支出でございます。15節工事請負費でございますが32万2,920円、これは駐車場内壁面の剥がれ落ち防止の工事を行いました。次に28節繰出金でございますけれども、一般会計へ147万1,000円を繰出しております。予備費は30万円を計上しておりましたが、支出をいたしておりません。歳出の合計金額774万6,605円でございます。それから10ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入合計から歳出合計を差し引きいたしまして147万1,000円を次年度の繰越といたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。歳入歳出全部含めて質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

歳入の6、7ページでお尋ねをします。まず1点が収入未済額は3万4,560円、これは債務者の数が何人なのか。まず、それからお尋ねをします。どこの分かですね。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

滞納繰越分でございますが、資料をお配りしてよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩を閉じて委員会に戻します。資料の説明を。

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

収入未済額でございますけれども、3万4,560円の内訳は嬉里駐車場の分で1人分でございます。4か月分となっております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

1人分の4か月分ということですが、この債務者は、まだ現在も利用しておるのか。もう利用していないのか、また町外の転出などはないのか、併せてお尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

お答えします。今現在はまだ町内にお住まいの方でございまして、滞納分が4か月続きまして、その後契約を取り消しております。したがいまして、この26番の方でございまして、7月から10月までが未納ということで、11月分につきましては納入がされておりますが、今のところまだ4か月分残ってるところでございまして。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

また6、7ページに戻って使用料の滞納繰越分、これは全く収入がないと。これは多分去年の説明では、もう長崎市内に転出をしており、なかなか連絡を取っても取れないという状況であったと思いますけれども、その後の状況についてお尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

28年度におきましても、なかなか連絡がつかない状態でございまして、この方が収納推進課と一緒にやっておるんですが、いろいろ町民税とか国保税とかも滞納がございまして、そういう分も合わせまして、分納ということで月に1万円ということでございましたけれども、収入がなかったということでございまして。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的に、もう収納推進課の手に渡って所管課としては何もしとらんということで理解していいんですか。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

実際に何にもしてないというわけではないんですが、連絡がつかなかったということでございまして。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

何もしてないということではないという、ただ連絡がつかないと、例えば内容証明で郵便で督促をしたりとか、そういう法的に繋がっていくような手続をしておるのかしてないのか。それは収納推進課の専門員の仕事になるかもしれませんが、そこら辺はどうなんですか。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

内容証明等につきましてはやっていないところでありますけども、今後につきましては、そういうことも含めまして、考えていかなければいけないだろうと考えております。また、収納推進専門員と一緒になりました取組んでまいりたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程の4か月滞納があった者が収入未済額で記載をしているということなんですが、貸付条件として、例えば、何か月か未納の場合はもうすぐ出てもらうとか、何かそういう条件というのはなかったんですか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を始めます。

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

お答えします。定期駐車券の購入申請書にはそういうふうな、例えば3か月未納が続いたら停めさせませんよというのは謳っておりませんで、今のところは、2か月分とか3か月分未納が生じた段階で本人に接触するというのをやっております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

主要な施策の中での時間駐車関係ですけども、27年度から比べて1,000数十台ほど減っております。延べですから月にすれば80台から90台に変わってくるのかなと思いますけども、そういった少なくなった要因というものを分析してるのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

一般駐車でございますけれども、まず、若干減っておりますけども、26から27にかけて大部増えてたわけでございます。それで27から28にかけて減った要因というものにつきましては、なかなか判断が付きにくいんですが、外科の医院とか閉院したの

も1つの要因ではないかなと考えておりますが、はっきりしたことは分かりません。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

私、駐車場よく利用するんですが、奥の方に全く動かん、もうパンクしたような乗用車が置いてあった気がするんですけど、今はもうないのかな。ああいうのは、ちゃんと料金を払っているのか、もう不正使用、要するに所在が分からずにそこに置きっ放しになっておる、動かしても切らんという状況ではないのか、そこら辺をお尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

所在不明の車とかは、実際に停まっていないところでございまして、他の方は全て駐車料金というのはお支払いいただいております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員いいですか。

他に歳出もありますので、一括ですから。歳入歳出いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

議案第54号平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

それでは、議案第54号平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明をいたします。まず、説明書の6、7ページをお開き願います。歳入でございますが、2款1項1目1節繰越金として181万5,000円を計上させていただきます。次に10、11ページをお開きください。歳出でございますが、1款2項1目28節繰出金181万5,000円は一般会計に繰り出すものでございます。以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

駐車場特会は一般会計からの繰出等はないわけですよね。あくまでも駐車場事業の会計の中で利益を生んで28年度も180いくらの利益を出した。で、それを一般会計に繰り入れとるわけですけども、一般会計から特会に繰出をしてるとあれば、一般会計に戻すというのは理解できるんですが、特別会計の中でやりくりをして利益が出るといふものについては、特別会計の基金として将来の不意不急の工事とか、こういったものに備えるということも1つの手ではないかなと思うんですが、そこら辺について荒木部長に見解を伺いたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

委員がおっしゃるとおり、毎年大体170～180ずつぐらい繰出金で一般会計の方にいっておりますので、これを基金として貯めたら相当な額にはなっていくと思います。この駐車場自体、ちょっと今から先考えなくてはいけない事業だと思っております。というのが、まず嬉里の駐車場ですけど、もう人件費だけでかなりシルバーの方に委託して、毎年450～460万出ますので、その辺もいろいろ見直しながらかやっついていかなくてはいけないし、建物自体もかなり古くなってきてますので、そういった面もあると思いますので、確かに本当今いただいた御意見、大切なことだと思っておりますけど、もう少し駐車場事業自体を今から先、考えていきたいと思うところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

部長の答弁ですけど、5年ぐらい前の委員会の中で、この駐車場会計の中の人件費のことで委員が質問した時に、雇用対策の一つであって、その時、バーにして利用がしやすいようにしてはどうかというところで意見を出したら、雇用を考えての駐車場だから

そういうことはできないというふうな答弁だったんですけど、今でしたら人件費が掛かるからということで真逆の答弁になるかと思うんですけども、そちらの見解は時代とともに変わったということですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

時代とともに変わったというか、いろんな意見を聞くんですね。あそこの管理関係もですね。今現在、雇用も大事なんですけど行財政改革も大事ということで、そこは一つの考える点だと思っているところです。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

以上、お疲れ様でした。45分まで休憩します。

（休憩 10時35分～10時43分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。議案第53号平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

それでは、議案第53号平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）につきまして契約管財課分を御説明いたします。補正予算に関する説明書の6、7ページをお開き願います。17款繰入金1項特別会計繰入金1目1節駐車場事業特別会計繰入金でございます。181万5,000円を駐車場特別会計より繰入をしております。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。以上で終わります。
討論並びに採決は9月21日午後から行うことにいたします。以上です。
暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、総務課の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

それでは、一般会計補正予算（第2号）の総務課所管について御説明をさせていただきます。一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の歳入、8、9ページをお開き願います。19款諸収入5項雑入1目雑入で鉄道利用促進補助事業補助金でございますが、長与駅に設置いたしました原爆救援列車の平和モニュメントに掛かる経費に対する補助金100万円でございます。続きまして歳出、12、13ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の分でございますが、先程の補助金の受け入れによる財源組み替えを行っております。9目電子計算費13節委託料、電算システム運用開発委託料で、こちらはマイナンバーカード及び住民票等への旧姓併記を行うための住民基本台帳システム等の改修経費で1,200万増額計上させていただいております。

以上が総務課所管でございます。説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。一括をして質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務課は以上で終わります。討論採決は21日に行います。

続いて、地域安全課お願いします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。次に、地域安全課の説明を求めます。

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

それでは、平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）の地域安全課所管分について御説明させていただきます。今回の補正につきましては、歳入で消防費県補助金と歳出で消防施設費の増額に係る補正でございます。それでは長与町一般会計補正予算（第2号）の4ページをお開きください。第2表の地方債補正でございますが、消防施設整備費事業は消防格納庫建設事業におきまして、対象事業の起債が防災対象事業充当

率75%から緊急防災減災事業充当率100%への種別変更に伴う、充当率の増加による起債の限度額590万円の増額の補正でございます。次に歳入でございますが、長与町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の6ページ7ページをお開き下さい。14款県支出金2項委託金8目消防費県補助金1節消防費補助金9万4,000円の長崎県消防団充実強化促進事業補助金でございますが、これは地域における消防団の充実強化と加入促進を図るために、消防団活動への理解促進や広報啓発のための事業の補助金でございます。次に8ページ、9ページをお開き下さい。20款町債1項町債3目消防債1節消防施設整備事業債は地方債補正で御説明させていただきましたが、消防格納庫建設事業におきまして、対象事業の起債額が防災対策事業から緊急防災減災事業への種別変更に伴う充当率の増加による起債の限度額の590万円の増額補正でございます。次に歳出でございますが、16、17ページをお開き下さい。9款消防費1項消防費2目消防施設費12節役務費の10万2,000円は、防災システムのセキュリティ強化のためインターネット接続料でございます。次に15節工事請負費のうち16万2,000円は避難所標識の設置経費分でございます。また、18万9,000円が長崎県消防団充実強化促進事業補助金を活用しての消防第7分団格納庫のシャッター塗装経費分でございます。歳入の合計が599万4,000円、歳出の合計が45万3,000円となります。以上が今回の地域安全課所管分としての補正をお願いするものでございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ただいまから、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

17ページの役務費のインターネット接続料ですけれども、今の御説明ですと防災の関係ということですが、もう少し詳しく御説明をいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

今の御質問に対してお答えいたします。インターネットの接続料ということですが、今年の1月に防災無線のデジタル化が完了いたしました。それに伴って、新たな防災メールですとか、新たな設備で今、運用しているんですけども、3月1日から防災メールというのをデジタル化完了に伴って運用を開始してるんですけども、現在、庁舎内のネットワークの中に入り込んでそのシステムを運用をしておりますが、それを庁舎内ネットワークから切り分けまして、単独で防災回線を引っ張りまして、それでメール発信等を行うということを考えております。その要因といたしましては、大きなネットワークで申しますと、県のセキュリティアラウドというのが5月の下旬から開始をしております。その中に庁舎内ネットワークというのが入っております。現在、更にその中

に防災メール等の防災システムが入っているという状況でございますが、この県のクラウドが入り込んだことで、いろんな業者が、今、システムの中に入ってきております。防災メール等で不具合が生じた時に原因の特定が非常にしづらいというのがありますので、防災システムは単独で運用をして、更にセキュリティを強化することが今後の運用上望ましいということを判断いたしまして、今回補正で計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

御説明をいただいて理解をするんですけども、こういうふうな形で切り替えをした場合に、例えば、町民が利用する場合に新たな何らかの変更等々はあるのか。そこをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

町民の皆様には特に変更等はございませんで、更に今までよりもセキュリティが強化をされますので、防災システムの安全性がより向上するということになります。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

支出の17ページのところなんですけれども、工事請負費、避難所標識整備工事費というところなんですけれども、現在も避難所の標識はあると思うんですが、これは新たに整備をし直すということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。現在、避難所が町内に27か所ございます。実は昨年までは26か所ございました。長与町役場が今年の6月の防災会議にて追加が承認をされましたので、役場に避難所の看板を設置する予定としております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

消防格納庫のシャッターの塗装工事ということでもありますけれども、この間、あちこちの分団でシャッターの塗装を例えばミックンであるとか、そういったものもやってま

すけれども、今回の7分団はただ単なる塗装なのか、何か特徴的なことがあるのか、この辺りをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。今回も6分団ですとか5分団と同様にミックン等のイラストを使用したシャッターの塗装を考えております。この財源といたしまして補助金を充当しておりまして、長崎県消防団充実強化促進事業費補助金、これが消防団加入促進等に使えるような広報であれば使用できる補助金となっております。そういったイラストを使用して、住民に親しみやすいような格納庫をアピールして、また消防団募集というような文言を入れることで、この補助金が活用できますので従来と同様にミックン等のイラストを入れてペイントするように考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論採決については、9月21日午後から行います。

地域安全課は終わります。

15分まで休憩をいたします。

（休憩 11時02分～11時14分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。財政課の説明を求めます。

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

それでは、一般会計補正予算（第2号）財政課所管分につきまして御説明申し上げます。議案の方の4ページをお願いいたします。第2表地方債の補正、臨時財政対策債、こちらでございますが、補正前が4億9,000万、補正後が5億1,253万3,000円ということで、7月の初旬に普通交付税の額が確定したことに伴って臨時財政対策債の発行可能額、こちらの方も確定をいたしましたので、今回、限度額の補正を行うものであります。続きまして説明書の6、7ページの方をお開き願います。歳入で9款地方交付税の地方交付税ですけれども、普通交付税、こちら7月初旬に普通交付税の額が確定したことによりまして、その未計上分、こちらの方を計上いたしております。17款繰入金1目財政調整基金繰入金、こちらですけれども、今回、普通交付税が1億5,000万ほど増額になっておりますので、その分、ほぼ満額ですけれども財政調整基金の方に繰戻しを行うと。貯金を取り崩さなくていいような形でお金を戻すというような処理を行っております。18款繰越金1目繰越金、こちらでございますが、こちらは今回の補正予算の財源調整といたしまして計上いたしております。続きまして8、9ペー

ジの方お聞き願います。こちら20款町債5目臨時財政対策債、こちらは先程の議案で説明いたしました、発行可能額が確定したことによるその差額分の増額計上をいたしております。以上が財政課所管になります。御審議の方、よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ただいまから質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。全部一括して質疑を受けます。ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、7ページの普通交付税ですけれども、当初およそこのくらいかなと見込んでた金額はあろうかと思うんですが、それと実際確定したものと、どういう状況なんですか。ここをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

お答えいたします。当初予算で、この7ページにある地方交付税18億4,000万ということで計上いたしておりました。18億円が普通交付税、4,000万円が特別交付税ということで計上しておりましたけれども、今回普通交付税の、7月初旬に算出の会議があるんですけども、その中で算出が決定いたしまして、実際、現金で交付される分が19億5,583万6,000円ということで、今回その差額分1億5,583万6,000円を計上したような形になってございます。もちろん当初予算もっと近い金額で精査ということもあるんですけども、歳入の方は多めに見積もることは危ないんで、この18億ということで、例年計上の方いたしております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上です。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。

住民環境課の説明を求めます。

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

おはようございます。それでは住民環境課所管分について御説明をいたします。長与町一般会計補正予算の説明書の14、15ページをお開き下さい。1番上の4款2項2目ごみ処理費の13節負担金、補助及び交付金でございます。長与・時津環境施設組合

負担金で434万1,000円を補正を計上をお願いしているところであります。内容につきましては、非常勤職員社会保険料の11名分、こちらについて185万6,000円、それからスプレー缶穴あけ器、これが238万3,000円、板の浦公園登記手数料として7万2,000円、合計の434万1,000円を補正するものでございます。本会議中の吉岡議員の御質疑で、板の浦公園分の補正関係はないのかという御質問があった際に、私が確認漏れをいたしておりました、この手数料分を漏らしておりました。お詫び申し上げます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ただいまから質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今、説明はよく分かりましたが、まず時津がどれくらい負担されるのか、これをお尋ねします。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

これが組合の規約で、いろんな費目といいますか科目によって比率が、パーセンテージが違ってございます。ちなみに共済費の非常勤職員の社会保険料の割合ですが、長与町分が54.24%、次の備品のスプレー缶穴あけ器については55.15%、次の登記手数料については55.82%でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上でございます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。次にこども政策課の説明を求めます。村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは、こども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。説明書の12、13ページをお開き下さい。3款1項1目社会福祉総務費がこども政策課所管です。13節委託料は子ども医療費の対象者を中学生まで拡大することに伴うシステム改修業務委託料になります。20節扶助費は小学生の不足分と対象拡大分を合わせて計上しております。小学生の不足分が1,007万1,000円、拡大分が124万7,000円です。以上がこども政策課所管となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

委託料のところ、小学生の不足分約1,000万ということですが、これはもともと堅く見積もって、後々不足したら追加補正しようと思ったのか、それとも何らかの事情で見込みよりも多かったのか、この辺りはどういったことでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

1年目、28年度からスタートしたわけですが、当初28年度が1,944万円で見込んでおりましたところ決算額で1,371万とかなり1年目が少のうございました。そして2年目に入りまして、今年の3月ぐらいから一月当たり200万を超えるような歳出で推移をしております。現物給付と違いまして償還払いが一定まとめたの請求が可能ということになっております関係からだと思っておりますけども、年明けてから、まとめたの請求というのがかなり増えてきているような状況になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上でございます。

11時40分まで休憩をいたします。

（休憩 11時28分～11時35分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。介護保険課の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは、介護保険課所管につきまして事項別明細書より御説明させていただきます。事項別明細の12、13ページをお願いいたします。3款3項2目の介護保険費になります。こちらの4節、7節につきましては、職員の育児休業等に伴う代替職員の任用に係るもので、期間は平成29年の10月2日から30年の3月31日までの120日分を計上いたしております。23節償還金利子及び割引料につきましては、過年度分ということで介護保険低所得者特別対策事業費補助金の返還金になります。こちらについては28年度の実績に伴う返還ということで、内容につきましては社会福祉法人が生活困窮者に対する利用者の負担金の減免をした場合ということで補助対象になるんですけども、こちらの方、申請がございませんでしたので、県の収入分をそのまま返還ということになります。以上が介護保険課所管分になります。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明がありました。質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で介護保険課を終わります。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。

健康保険課所管の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

皆さんおはようございます。ただいまから平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）につきまして、長与町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書によりまして、健康保険課分を御説明いたします。6、7ページをお開き下さい。17款繰入金1項特別会計繰入金2目後期高齢者医療特別会計繰入金1節後期高齢者医療特別会計繰入金ですが、平成28年度後期高齢者医療特別会計において歳出歳入差引残高が63万6,402円となり、平成29年4月、5月に入った平成28年度分の後期高齢者医療保険料60万4,000円を差し引いた額が3万2,402円となります。既定予算1,000円がありますので3万1,000円を計上しております。次に12、13ページをお開き下さい。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費11節需用費4,000円、同じく13節委託料204万2,000円、同じく18節備品購入費4万4,000円は、平成30年度から行う健康ポイント制事業における諸経費です。当町はこれまでも健康教育、健康相談、特定健診と健康づくり活動を行っていますが、健康に関心が薄い層へのアプローチが十分とは言えません。そこで健康ポイント制事業を行い、健康無関心層の健康づくりのきっかけと行動変容につなげていきたいと考えております。事業対象者は町内在住で20歳以上の町民で、歩く、健康イベントに参加する、定期的に健康管理を行うと、健康づくり活動に参加し、その活動状況に応じてインセンティブを獲得するものです。事業は3年計画で実施し、初年度の参加を800人、3年後の参加を2,000人とし事業を計画しております。また事業の管理につきましてはシステムを導入し、個人のポイント獲得状況やインセンティブの交換状況等が安易に管理できる体制を整えたいと考えております。また、参加者のモチベーション維持のために、参加者自身のポイント獲得状況が分かるように見える化を図っていききたいと考えています。以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ただいまから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

平成30年からの新規事業に向けて、その健康ポイント制の御説明があったんですけども、本会議でも一定あった中で、ちょっと分からないのがインセンティブを獲得する、これがどういったことなのかもう少し分かりやすく御説明いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

インセンティブというのが、直訳するときかけとかいうものになるんですが、日本においてはご褒美とか対価とか、そういうふうに使われていることが多いように思います。今までいろんな健康づくり事業を長与町も実施してきましたんですが、健康まつりやヘルシーウォーキングなど、ほとんど意識の高い固定層が来るばかりで、本当に来てほしい方達が来なかったということで、実際に今考えてるのが長与地域商品券などなんですが、そういったものをニンジン作戦というのが別名になるんですが、そういうものを健康づくりに参加したことでもらえるというような、そういうものを使って無関心層の取り込みをしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

いろんな町の方で企画する健康づくりのイベント等に参加してそういったポイントといますか、そういったものがいただけるというのは分かるんですが、先ほどの御説明で歩いたことによっても発生するということですよ。そうした場合に、個人で、例えばウォーキングしたということもポイントになるという判断でよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中村補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

このポイント付与のとらえ方ですが、長崎県下においては本当に自己申告で今日も歩いたということで、自分で記録をするタイプというのがほとんどなんですが、長与町においては歩数計、それも累積歩数というのが出る特殊な歩数計を使って何万歩に行ったら何ポイントというふうに、きちんと管理をしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

確実に不正な申告についての対応はやっていくということで理解はしましたけれども、今言われた累積歩数をする機械ですね、それは個人で買わないといけないのか、それとも何らかの別の対策はあるのか、この辺りいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中村補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

現在市販されている物で、タニタの累積歩数計というのが1個当たり約2,000円ぐらいする物があります。そちらの方を役場の方で一括購入して、個人に貸与するという形で実施をしたいと思っております。同じように累積歩数が出るアプリなどということで、今後、県が開発するという計画もゆくゆくはあるようですので、ですから歩数計か自分で持っているスマホでアプリを使ってというような形になっていくかと思えます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回ちょっと入浴補助券について質問させていただいたんですけども、答弁で見直しをするというような話をいただいて、もうその先は何も聞かなかったのですが、このポイント制事業というのに何か係わってくるのでしょうか、今後。

○委員長（岩永政則委員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

今回のポイント制と入浴の分については、健康保険課の方では現段階では切り離して考えをしております。本会議の答弁でもありましたように、福祉課長の方がまだ老人の諸団体といろいろ協議をしてからという話がありまして、まだその結論が出ておりませんので、健康保険課の方ではそちらの方はちょっと外に置いて、もうポイント制のみをどうやって財源を確保しようかという観点を持って、事業の執行に入りたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

ただいまポイント制でいろいろ質疑されてますけども、ちょっと分かりづらい点があるかなと思うんですけども、参考になる資料というか、そういった仕組みの分かるようなものがあれば、そこら辺もできればと思うんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

一応1枚で分かるような資料を作っておりますので、後でご用意をしたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

他の質疑を受けながら、その間にコピーを職員がおりますから焼いて、それでお配りをいただいて、来たら説明をいただきましょうか。良い資料を作っとるようですね。

引き続き、質疑を受けたいといいます。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そのポイントによってインセンティブを与えていくということで、対象が20歳以上ということで、町内の人口で見ても相当な数だと思うんですが、委託料は補正で上げておられるんですけども、実際に運用した時に掛かる費用の予測、見込、こういったものは何か算定をされてるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成30年度の予算を一応600万から700万を見込んでおります。3年後を1,200万を見込んでおります。

○委員長（岩永政則委員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

今の金額の差がなぜあるかという、ポイント制の対象者、先程500人から800人とか、最終的には2,000人ということで考えておりますので、そこで最後の32年度との予算の差が出てまいります。それが大きなものです。ただ予算が今から当初がありますので、どれだけ健康保険課の要望が受け入れられるかによって金額が大きく変わってくると思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

啓発関係はどのように考えておられますか。周知関係は。

○委員長（岩永政則委員）

中村補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

まず広報の方で、現在長与町役場の仕事紹介という欄があるんですが、次回の10月号の方に健康保健課がちょっと紙面の方書かせていただきますので、そこから少しずつPRを始めていきたいと思います。10月号ではポイント制について4コマ漫画をつけておまして、月に1回ずつそれを少しずつ小出しにしていこうかと思っています。それから、のぼりを作ること、そして、パンフレット、ポスターを作成したいとおります。それから、今までいろんな事業を一緒にしてきた職域の団体、三菱重工とか、

のぞみの杜、ララコープ、岩崎本舗、そういったところの職員の健康づくりというところでも、一緒にやっていきたいということでPRしたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

質問じゃないかも知れませんが、行政としていろいろな分野で素晴らしい資料を作っておられるんですけど、なかなか周知が徹底してないというのがありますので、是非、その辺は徹底をしながら頑張ってくださいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

要望として、お聞きをいただきたいと思います。

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

電算システム開発の分で204万ですよ。この分は健康ポイント制を導入する部分のみでこれだけ掛かるのか、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

これは健康ポイント制の導入時だけに掛かるお金になります。その後のシステムの保守、管理のためのお金というのは発生しないようになっております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

町民の健康づくりで健康になっていただくということで取り組むわけなんですけれども、あまりこれを費用対効果で考えるのもどうなのかという思いもあるんですけども、一定こういうことで健康づくりをしていくことによって医療費削減の効果とか、掛かった費用とその辺り検討はなされたことはあるのか、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

この健康ポイント制については、国の6市連携事業といたしまして、特区で社会調査をしております。これは筑波大学の先生を中心に岡山市、安浦市、大田原市、伊達市、高石市、見附市という市が協力してしてます。大規模調査ということでICTの利用と、そしてインセンティブをやっぱり2万4,000円ほどの設定、かなり高い額で設定をしておりますし、あと情報のコンテンツとか、いろいろと大学の方と協力しながらしております。私たちもこの健康ポイント制をするに当たって、5月に実際された大学の先

生と、そして、栃木県の大田原市の方に見に行かせていただきました。それによると、1人当たり4万7,000円ぐらいの医療費の削減があつてということで、筑波の先生からもお話を聞きましたし、大田原市の職員の方からもやはり医療費の減少に効果があつたということで聞いております。国保ですね。ただし、これはやはりやり方がかなり厳しいというのがあつて、充実してたというのもありますので、そこまで長与ができるかといったら、ちょっと一緒のレベルまではいかないと思います。ですからそれを踏まえて、うちの方では1人当たり1万から1万ちょっとぐらいの医療費の削減をねらつて、効果判定をしていきたいと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

もちろん医療費の削減も目的の1つであります、まずは長与町の方々の健康寿命を延ばすためというのが最大のこの事業の目的であります。そのきっかけを作るということがこのポイント制の趣旨ですので、医療費抑制はまずは2番目に置いて、まずは健康寿命を延ばすと、そこを主眼に置いて取り組んでいきたいと思つています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一般の方にも万歩計を貸し出すということで、1個2,000円を準備して貸し出すということで、最初の年度800人ぐらいで予測をしとるということですが、こういった新しい事業ができて、20歳以上の人といえは今までの選挙人名簿でいっても3万5,000人ぐらいおるわけです。だから1番上の年代の高齢者の余り歩かないような方達はそう興味もないのかもしれませんが、こういう新しい事業ができれば我も我もということで、とりあえず借りようかというようなことで、私は多くの人に来られるんじゃないかと思うんですよ。そういった場合に、貸出しもやっぱり厳しくされるのか、分かりませんが800で果たして足りるのかなというような心配をしたもんですから、そこら辺はどう考えておられますでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

確かに委員がおっしゃるように、800人、うちも心配をしております。ただし、こちらの方の実施する側が、それがいきなり1,000人、2,000人というのを受け入れられるのかという不安のところもありまして、初年度だけはやっぱりまず800人でさせていただいてという思いでおります。それで上限を設けるのか、その辺はもうちょっと今後練っていききたいと思つてます。先程言いました大田原市の方の職員によると、やっぱりロコミでの広がり非常に多いそうなんです。だから最初は少ないけども、

だんだん数が多くなってきますよというアドバイスをいただいております。

○委員長（岩永政則委員）

これで質疑を留保しまして、1時15分から開催をしまして、それで若干の質疑を受けながら資料の説明をお受けしていきたいと。1時15分から開始をいたしますので、出席をお願いします。今資料は来たようですから配るだけ配ってってください。

午前中の審議、これで終了いたします。

1時15分から開会をいたします。休憩します。

（休憩 12時02分～13時12分）

○委員長（岩永政則委員）

委員会を再開をしたいと思います。

別紙にこのイメージ図をいただきましたので、この説明と先程から午前中ありました、6、7ページ、12、13ページに関わる質疑を続けていきたいと思います。それではこの図面の説明をお願いしたいと思いますが、どなたがされますか。

中村課長補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

それでは、お配りしております健康ポイント制のイメージ図について説明をいたします。こちらの方は健康づくり活動で報酬を獲得するというシステムを作ることにより、健康無関心層の健康づくり活動を習慣化することを後押ししていくものです。こちらの方が1、2、3、4と数字を付けておりますので、この順番に御説明いたします。まず、①健康ポイントに参加ということで、参加を希望される方はまず健康ポイント事業に参加の申し込みをしていただきます。こちらの方に歩数計購入か自治体貸与というふうに書いてありますが、今のところ自治体の貸与と、それから午前中に少し御説明しましたスマホのアプリをダウンロードすることでも可能かと思います。そして、まず参加前の身体のことを知っていただくためにも体組成の測定をしていただきます。それが終わったら歩数計を付けて毎日歩いていただくこととなります。こちらにより体力の向上と、それから、まずポイントの獲得方法として1番目に歩数計を付けて毎日歩くということがポイント付与の対象になってきます。そして、②対象イベントに参加ということで、まず自治体（民間）主催の各種イベントへの参加というふうに記載しておりますが、30年度は民間の方は後々ということで、自治体、長与町が実際にやっている、例えばヘルシーウォーキング大会とか健康まつりなどをイメージしていただくと分かると思うんですが、そういったものに参加していくことでポイントを付与するということが2番目になってきます。そして、ポイント付与の3つ目が、次に書いている定期的な対組成等の計測ということで、毎月町内の3か所ぐらいで体組成を図る測定会というのを実施したいと考えております。こちらに来ることで、またポイントをいただけるということとなります。4番目に健康診断の受診、特定健診やがん検診を受けることでポイントを付与したいと考えております。以上のことによって、参加者の皆さんには健康意識や知識の

向上、そして自身の健康の見直し、参加者同士でのコミュニティの形成というものになっております。③です。日々の努力の登録ということで、今までお話ししましたイベントの参加や日々努力したことを登録してポイントとして付与していきます。参加者は、こちらは当初スマホとかメルマガなども考えていたんですが、もう独自のシステム、パソコンの方で管理してポイントを付与し、それぞれいろんな測定会とかイベントに来た時に入力をした時に、それぞれが今何ポイントであるかどうかをレシートみたいなものでジジジと出て、今あなた何ポイントですねというようなので確認をしていただくように考えております。参加者の皆さんは、貯まる喜びと日々の努力を見える化できるということになります。最後にポイントを使うということで④を御覧下さい。地域商品券、すみません、クオカードは当初考えていたんですが地域商品券などとの交換、そして自治体や福祉団体等への寄附、その他自治体独自の商品、現在ミッキンググッズとの交換を考えております。参加の皆さんはご褒美を獲得したことでますます健康になっていただくということと、更に地域の活性化も図りたいと考えております。そしてこちらの方、ちょっと事業評価について触れたいと思うんですが、この事業を評価するに当たって、まず第1に参加者の1日の平均歩数というのがどうだったかということで推移を見ていきたいと考えております。そして、参加者の体組成数値の推移ということで、参加の前とそれから参加してからということで、変化があったかを見ていきたいと思っております。そして、健診結果の推移、また、受診をされたかどうかというところも見ていきたいと思っております。参加者のうち国保の方の医療費と国保全体の医療費の推移を比較できるかと思っております。そして健康づくりイベントへの参加者の推移、参加者アンケートの実施によって評価をしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、しばらく休憩をして、ちょっと自由に発言して意見交換でもされたいんじゃないかなと思っております。

暫く休憩をします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。午前中から引き続き質疑を受けておりますけれども、6、7ページ、並びに12、13ページについて、質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

45分まで休憩をいたします。

（休憩 13時31分～13時42分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開をしたいと思います。説明を求めます。

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

皆さん、こんにちは。それでは、平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）産業振興課所管分につきまして御説明をいたします。歳出でございます。14、15ページをお開き下さい。5款労働費1項3目労働諸費19節負担金、補助及び交付金の高年齢者就業機会確保事業費補助金8万4,000円でございますが、これにつきましては、国からシルバー人材センターへの運営補助金がございますけれども、この国からの補助金につきまして限度額の見直しが行なわれて、補助金算出の数値が変更になったことに伴いまして増額の補正をお願いするものでございます。続きまして、6款農林水産業費1項3目農業振興費13節委託料の地積測量図等作成業務委託料の390万でございます。これにつきましては和楽団地の北側といいますか上の方になりますけれども、を起点としまして、高田ふれあい農園を經由しまして、百合野第2団地までを結ぶ延長1,742メートルの農道百合野線が整備をされておりますけれども、この道路築造に当たりまして、全体で合計の75筆の用地買収を行ってきておりますけれども、そのうち11筆につきまして、現在、所有権移転登記がなされていない状況になっておりまして、早期に登記の完了を図るために今回補正予算をお願いするものでございます。委託内容につきましては、登記に必要な地積測量図の作成のための分筆測量を実施するものです。以上が産業振興課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終了いたしましたので、質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

未登記の部分があったということで、これの原因というのはまず何だったのか、そして今後、その防止策としてどういうことを考えられているのか、この2点お伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

最初の御質問の原因でございますけれども、昭和60年が最初の用地買収の契約日になっております。もう早や32年ぐらい経過しておりまして、私どもも本当に古い昔のことでしたので、完全に完了していると思っただけなんですが、そういうことが分かりました訳ですが、原因としましては不明といいますか、調査のしようがないというか、本当にそういう登記漏れといいますか、そういうことだったと思っております。

今後は、防止策ですけれども、今現在は管理するところではないと思ってるんですけれども、税担当課からも、毎年12月の暮れに登記漏れがないようにということで、長与町ポータルサイトというのが机の上のパソコン上で出てまいります。それで周知を図っていただいてまして、1月1日の変わる前に、そういうことがないように周知を図っていただいているところです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

では税金の部分ですけど、5年間は戻せると思うんですが、これが長年にわたってと
いうことで5年以前の分、この分の還付というのはどういうふうにされるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

地権者の皆様方には長年にわたって本当に御迷惑を掛けてきたところです。どのよう
な方法が今後あるのか、町の内部で研究といたしますか、税務当局の方とも協議を重ねて
まいりたいんですけど、なるべく長い期間にわたって、そういう地権者の方にさかのぼ
りになりますけど、お戻しができるようなことをちょっと研究させていただきたいとい
うことで今考えております。今後またそういう調査研究を進めてまいりたいと思います。
よろしくをお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

質疑ありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

この11筆の地権者は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

11筆には4名の方がいらっしゃいます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

もう少し詳しくお尋ねをしたいと思いますが、まずその4人の地権者の方、いろん
な理由があって未登記になっと思ったと思うんですが、例えば、もう既に亡くなっておる
とか、あるいは亡くなっておれば、特に相続人からの了解といたしますか同意がなければ
できん。あと抵当権が設定されておってできなかった、そういったことも理由の1つか
もしれませんけれども、そういった4人の地権者のそれぞれの登記できなかった理由と
いうのが、当時にさかのぼってというのはなかなか分からないでしょうけど、今現在、
登記簿本等確認した上でどういうことが問題点としてあるのか、分かっておれば教えて
いただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

先程申しました一番早い契約で昭和60年3月20日でございます。その当時は、1件を除いて相続というのは発生しておりませんでした。その後に相続が発生されて、お名前も今現在の方に相続をされている状況になってます。その他は、委員おっしゃいますように抵当権が契約ではかかってまいりますけど、その当ても抵当権はなかったということで確認をさせていただいているところでして、どうしてこういう結果になっているのかという原因がよく分からなくて、今現在にきている状態です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本的に75筆やったかな、そのほとんどは登記をされておるのに11筆だけ4人分が残っておる。この理由がやっぱり腑に落ちないところがあるわけですよ。過ぎたことですから今さら言ってもしょうがないですけども、ここの農道の土地は、国土調査がありましたよね。その前の買収なのかそこら辺は分かっていますか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

結論から言いますと、国土調査後の用地買収ということになっております。国土調査は、早いもので昭和58年の6月15日が登記というのが始まっております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

国調後であれば、調査をやりやすいことはやりやすいですよ。予算が390万、1,742メートル、この端から端まで4人分の土地があるのか、非常に測量費用としては高いなという気がするわけです。またこれに登記も掛かってくるわけでしょう。とりあえず測量だけをさせていただいてということでやったにしても、確実に契約書等に基づいて、その4人の方から間違いなく所有権を移すという同意は得られておるのか。その確認をちょっとさせて下さい。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

全て4人の方とは連絡を取り合っておりまして、こういう状況でしたということで、ご報告をしている状況でございます。今現在4名の方の1人が相続ができていないことがございまして、今調査をしております、相続されている方は分かっております。

れども、まだ周りの、相続人、対象の方の印鑑をいただくとか、そういうお話をまだ詰めていかないといけない状況でございますけれども、最終的にはそういうことで予算をいただいておりますので、登記完了を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上でございます。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開したいと思います。これから本案についての説明を求めます。

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

それでは、土木管理課所管分について御説明を申し上げます。事項別明細によりまして説明をさせていただきます。6、7ページをお開き下さい。上から2つ目の13款2項4目4節住宅費補助金でございますが、公営住宅等ストック総合改善事業補助金53万8,000円は、岡岬町営住宅B棟修繕工事の工事管理業務に対する国庫補助金でございます。続きまして、14、15ページをお願いいたします。下から3つ目でございますが、8款2項3目15節工事請負費、町道改良舗装工事費200万でございます。これは百合野踏切改良工事の変更に伴う補正でございます。踏切内の舗装を通行する方の安全を確保するために、ゴム系舗装に変更するための増額補正をお願いするものでございます。続きまして、その下でございますが、8款4項1目19節負担金、補助及び交付金、長与港改修事業地元負担金124万6,000円でございますが、シーサイドパーク横の舗装工事及び潮井崎地区の護岸改良工事に対する地元負担金でございます。続きまして1番下でございますが、8款5項5目15節工事請負費でございます。公園整備工事費300万でございますが、これは公園遊具の修繕のための工事費を補正をお願いしているところでございます。続きまして、次のページ16、17ページをお願いいたします。1番上でございますが、8款6項1目13節委託料でございます。町営住宅調査設計委託料119万7,000円でございますが、これは岡岬町営住宅B棟修繕工事の工事監理業務の補正をお願いするものでございます。以上が土木管理課所管分でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。

一括質疑を行っていききたいと思います。質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

15ページの町道改良舗装工事です。百合野踏切の工事で、本会議の中でもアスファルトで滑るということでゴム製へということですが、町内の踏切がいろいろある中で、今回この百合野踏切をゴム製に変える、その辺りの目的は分かりますが、そこを優先的にする理由等があればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。線路の部分が鉄の部分でございまして、雨が降ったりした時に滑りやすいということでゴム系というのは、この前お話をさせていただきましたが、今後JRの踏切工事でもし改良がある部分については、歩行者の安全を含めまして、ゴム系のものに替えるようにということで、JRの方もそういうふうを考えているということだったので、今回、百合野踏切も歩行者の安全を確保したいということで、今回ゴム系のものでお願いをしたいということで変更するものでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

踏切というのは町道になろうかと思うんですが、一方、JRの敷地でもあるのかなと思うんですね。例えばこれは全額町負担になるのか、JRが一部負担ということはないのかということと、併せて、今後は全国的にそういう踏切改修がある時には、ゴム舗装といいますか、そういう方向になっていく流れなのか、この辺りもよければお示しいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

御指摘のとおり町道の方でございまして、この部分の負担割合につきましては全て町の方で負担ということで、今回工事の方は町の方で200万負担するようになっております。なお、今後の予定でございしますが、JRとの協議の上で歩行者安全の部分でやっぱり確保したいという所については、町なり県なり市なりと、JRの方と協議をしながら、そちらの方にシフトしていくということで、今後もし改良があれば、例えば児童の方がそこは結構通るよねという所については、今後うちの方はゴム系の方で要望していきたいということで考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に、質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

確認ですけれども、例えば、歩道付きの踏切となると歩道の部分だけをゴム系で仕上げ

ると。中の車道部分については現状どおり、今までどおりという考え方でよろしいんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

御指摘のとおり、先程歩行者の方の安全のためということでお願いをしましたが、ブリックホールの方の横の踏切の部分、こちらは車道の部分もゴム系に変わっております。ゴム系にすれば何がいいかという、滑りにくくなるということもありますが、音も軽減できるということで、やっぱり線路でガタンガタンという音がするんですが、ゴム系に変えれば音がちょっと軽減できるということで、そちらの方も軽減した方がいいですよというところについては車道の部分も今後、そういったことでゴム系の方に替えていくというのも、要望していくべきかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

8款4項1目19節の長与港改修、先程の説明ではシーサイドパーク横の舗装と潮井崎の護岸工事と言われました。ちょっと分かりませんが、長与港と潮井崎と相当離れるけども、同じ事業で負担金だからいいのかなと思うんですけど、そこら辺非常に分かりにくいので教えて下さい。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。すみません、同時に説明してしまって申し訳ございませんでした。1つはシーサイドパーク横の舗装につきましては、シーサイドパークとまんてんの間の、前、砂利でしてあった所、今現在舗装されておると思いますが、あそこは港湾の敷地でした。その部分の舗装を県の方に頼んでいただいております。こちらの方の舗装が1か所、それともう1つ、潮井崎公園のちょっと北側といいますか、堂崎の方に行った所の海岸べたが、護岸がずっと連続的に今、年次的に護岸工事をしていただいておりますが、この部分の護岸工事の改良を50メートルお願いをしているところでございます。以上、2か所ということで御理解いただければと考えてます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の県事業の、合計で結構ですので県事業の事業費、これはいくらですか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

まず、舗装の方が事業費ベースで225万720円です。それと、護岸工事潮井崎の方が976万1,040円です。負担率がちょっと変わってまいりまして、舗装の方が事業費の25%、それと護岸の方が7%が負担率になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

公園の整備工事のところでお伺いをしたいと思いますけれども、本会議の中でも若干質疑が出ておりましたけれども、町内でかなりの場所で遊具を一旦閉鎖といいますか、利用できないような状況であります。長与ニュータウンで言えば、例えば公園が何か所かある中、使われないようにしてるんですけれども、その中で、ちょっと私、現場を見させてもらおうと、例えば鉄棒などで、まだ少しの錆しかないのにもう完全に使わせないようにされてたりというのが、私の感触だとそんなに危ないのかなというところもあるんですが、この辺りを閉鎖する基準というのは何かあるのかどうかお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。36公園70数か所と申し上げましたが、73遊具でございます。36公園の73遊具でございますが、こちらの方は、表面的に見える部分は錆があるんですけども、地面より下の部分が鉄と泥といいますか、それが直接当たってる部分について、GL下というんですけど、地面の下の方がちょっと穴があいたりということ、錆がちょっと激しいというところがあるものですから、それについては表面的に見えないんですけども、やはり遊具的にはちょっとねというところがございまして、そういったのがまず1つ目の危ないのということ。もう1つ、1つの遊具ともう1つ隣に遊具があったら、遊具と遊具の間を150センチ以上離さなければならないというのが、今現在、安全的なもので決まっております。これが150センチ以上ない部分については、やはり今の時点では遊具をちょっと動かささいということになっているので、これについては今現在、フェンスを張っているという所もございまして、どちらか遊具を1つ1つ見てみないと分からないんですが、構造的なもの、あるいはそのエリア的なものということで、どちらかの原因で今現在フェンスをしてるところでございまして、

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。公園の中にそういう遊具もありますけれども、例えば、遊具ではないけれども鉄製の東屋がある所がございます。東屋を見た時に、下から見上げたら、固定しているボルトの部分の腐食錆が相当来てるようなところも見受けられるんです。今現在、遊具はそういう状況で今後随時改修をされていくと思うんですが、その公園の中の遊具以外の部分も工事する時に合わせて、今後やっていった方がより効率的、遊具なら遊具、それが終わったら今度はまた同じ公園の中なのにまた別のを改めてするというよりも、一括してやっていった方が効率もいいし費用対効果の面でもいいかなというようなどころが見受けられるのですが、そういった点は検討はされてるでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

御指摘の東屋等々のボルトだったり、錆については全て確認をしております。それで今現在は大丈夫ということで報告を受けておりますが、今後、当然年々錆も増えてくると思われますので、今後、業者を入れて確認をする時に、もう一度その辺も確認をしながら補修をする必要がある所についてはしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

36公園の73施設ということになりますと、今後工事を進めていく時に一括というのはなかなか難しいと思うので、これがどういった形の優先順位といたしますか、どういう計画で進めていこうとされてるのか、ここをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

今後は、まず自治会をはじめ地元の方に、この遊具はここがだめですということで御説明を申し上げまして、36あって73か所ですから、1つの公園に2つ遊具というのが、割ればそのぐらいになるんですけども、2つあればどちらかを先にというふうな自治会の方、地元の方にどちらがいいですかねということで、まず優先順位を地元の方と話し合いをしながら1つ1つ修繕をしていきたいと思っております。また遊具に関しまして先程申しました構造的な支障があつてというところがございますが、支柱全てもうだめよということになりますと、やはり高額になってまいりますので、これについてはその辺との金額との見きわめを考えながら、今後地元の方とお話をしながら1つ1つ修繕をしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

基本的なこと、基本的な考え方で、そういうお話をされたと思うんですが、現地によっては、例えば、高齢化が進んだ団地の中の公園というのは遊具はあるけれども比較利用されてない所がかなりあるんです。しかし若い子育て世代が多い団地なんかの公園というのは子ども達が頻繁に利用する。そういう意味では、よく子ども達が利用してる公園と余り利用されてない公園がある場合は、私はよく利用されてる公園の方を優先的にやっていくというのも1つの方法じゃないかと思うんですが、その辺りは検討されないものかどうか、いかがでしょう。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

議員御指摘のとおり、もうこの遊具は使っていないんだという所については、それに代わるものとして、例えば健康器具だったり、そちらの方も考えながら今後は進めていきたいと思っておりますが、まずは自治会の方とお話をして、これは必ず要るよという遊具を先にまずは優先的にさせていただいて、もう要らないという所についてはそれに代わるものということで、今後は考えていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで土木管理課は終了でございます。

25分まで休憩します。

（休憩 14時16分～14時21分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を開催をしていきたいと思っておりますが、本案について学校教育課の説明を求めます。

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

それでは、補正予算（第2号）の学校教育課分について御説明申し上げます。事項別明細の6、7ページをお開き下さい。14款2項7目教育費県補助金2節小学校補助金、学力向上のための非常勤講師等配置支援事業補助金22万4,000円は、学校に配置しております教員補助員及び特別支援教育支援員に対する補助金の交付決定に伴うものでございます。16、17ページをお開き下さい。10款1項2目事務局費でございますが、先程御説明申し上げました教育費県補助金を充当するものでございます。

以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を行いたいと思っております。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本日はこれにて、審議は終わりたいと思います。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続いて委員会を再開したいと思いますが、予定どおり、本日はこれにて散会をいたしますので、明日からまたよろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

(散会 14時23分)